

第 6633 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 3月 4日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 消費税課税売上割合に準ずる割合

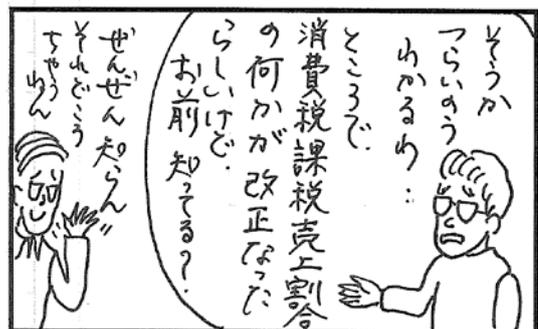
Q : 令和3年の税制改正では、消費税の課税売上割合に準ずる割合の要件が変わることになったそうですが、どのようになったのですか？

A : 次のようになりました。

【解説】

消費税において、仕入控除税額を個別対応方式で計算する場合、課税売上と非課税売上に共通して要する課税仕入等に係る消費税は、原則として課税売上割合によって計算しますが、課税売上割合によって仕入税額控除を計算するより課税売上割合に準ずる割合で計算する方が合理的と認められる場合は、課税売上割合に代えて課税売上割合に準ずる割合によって仕入控除税額を計算することができます。

これまでは、この課税売上割合に準ずる割合を適用する場合は、所轄税務署長に「消費税課税売上割合に準ずる割合の適用承認申請書」を提出して、適用しようとする課税期間の末日までに承認を受けなければなりませんでした。令和3年の税制改正では、課税売上割合に準ずる割合を用いて仕入控除税額を計算しようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1ヶ月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、その承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができるように緩和されました。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】